

昭和	42	年	6	月	27	日	改正	
昭和	44	年	6	月	26	日	改正	
昭和	45	年	6	月	29	日	改正	
昭和	47	年	6	月	29	日	改正	
昭和	49	年	1	2	月	26	日	改正
昭和	50	年	7	月	29	日	改正	
昭和	57	年	7	月	29	日	改正	
昭和	60	年	7	月	19	日	改正	
昭和	62	年	7	月	23	日	改正	
昭和	63	年	6	月	29	日	改正	
平成	3	年	6	月	27	日	改正	
平成	6	年	6	月	29	日	改正	
平成	10	年	6	月	26	日	改正	
平成	14	年	6	月	27	日	改正	
平成	15	年	6	月	27	日	改正	
平成	16	年	6	月	29	日	改正	
平成	18	年	6	月	29	日	改正	
平成	19	年	6	月	28	日	改正	
平成	21	年	6	月	26	日	改正	
平成	27	年	6	月	24	日	改正	
平成	30	年	4	月	1	日	改正	
2018	年	6	月	22	日	改正		
2022	年	6	月	24	日	改正		

定 款

株式会社 京三製作所

株式会社 京三製作所定款

第 1 章 総則

第 1 条（商号）

当社は、株式会社京三製作所と称し、
英文では Kyosan Electric Manufacturing Co.,Ltd.と表示する。

第 2 条（目的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道信号保安装置の製造、修理及び販売
2. 電気機器その他機械器具の製造、修理及び販売
3. 兵器の製造、修理及び販売
4. 計量器の製造、修理及び販売
5. 電気工事及び信号保安設備工事の設計及び請負
6. 不動産の売買及び賃貸借
7. 前各号に関連する一切の事業
8. 法令に抵触しない限り他の会社へ投資し又は発起人となること

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を横浜市に置く。

第 4 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

第 2 章 株式

第 5 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、16,000 万株とする。

第 6 条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 9 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを

株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招集）

定時株主総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集地）

株主総会は本店の所在地または東京都に招集する。

第 15 条（招集権者および議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれにあたる。
3. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 20 条（取締役の員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 23 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 24 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（相談役、顧問）

取締役会の決議によって相談役又は顧問を置くことができる。

第 29 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（非業務執行取締役）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条（監査役および監査役会の設置）

当社は、監査役および監査役会を置く。

第 31 条（監査役の員数）

当社の監査役は、4 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任方法）

監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第 39 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 40 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 41 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 42 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 43 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 44 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 45 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 8 章 買収防衛策

第 46 条（当社株式等の大量取得行為に関する対応策）

当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（以下、「買収防衛策」という。）について決議を行うことができる。

2. 前項における買収防衛策とは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社の株式その他の有価証券の取得に対して、事前に導入する、新株予約権の発行等会社法その他の法令及び本定款が規定する手段に関する対応策をいう。
3. 株主総会の承認を得た後の買収防衛策は、3年以内の最終の事業年度に関する当社の株主総会において、その継続の承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。
4. 第 1 項および第 3 項に定める決議は、会社法第 309 条第 1 項に定める決議をもって行う。

附則

1. 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（以 上）